

○松本広域連合ホームページ広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、松本広域連合（以下「広域連合」という。）が管理する松本広域連合ホームページ及び松本広域消防局ホームページ（以下「広域連合ホームページ」という。）の広告掲載に関し、松本広域連合ホームページ広告掲載取扱要綱（令和7年松本広域連合訓令第2号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、広域連合ホームページへ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル
- (2) データ容量 20キロバイト以内
- (3) 画像形式 GIF（フラッシュ及びアニメーション不可、透過GIF可）、JPEG又はPNG

(広告の掲載場所及び位置)

第3条 広告の掲載場所は、広域連合ホームページのトップページとし、広告の掲載位置は、広域連合長が指定した位置とする。

(広告掲載の上限)

第4条 同一の者が広告掲載をすることができる枠数の上限は、前条に規定する箇所それぞれ1枠とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載しようとする期間（以下「掲載期間」という。）は1月又は1年を単位とする。ただし、広域連合長が必要と認めるときには、掲載期間を指定し、又は延長することができるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広域連合ホームページ、広域連合が発行する広報紙等により行うものとする。

(事前協議)

第7条 広告主は、広告の内容等に関して事前に広域連合長と協議しなければならない。

(広告原稿の提出)

第8条 要綱第6条第2項の規定により広告掲載の決定通知を受けた広告主は、広告の完全原稿を電子データで作成し、広域連合長が指定する日までに事務局総務課又は消防局総務課へ提出するものとする。

(広告料)

第9条 広告の掲載料(以下「広告料」という。)は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

掲載場所	広告料
松本広域連合ホームページ	月額 3,000円(税込)
	年額 30,000円(税込)
松本広域消防局ホームページ	月額 3,000円(税込)
	年額 30,000円(税込)